

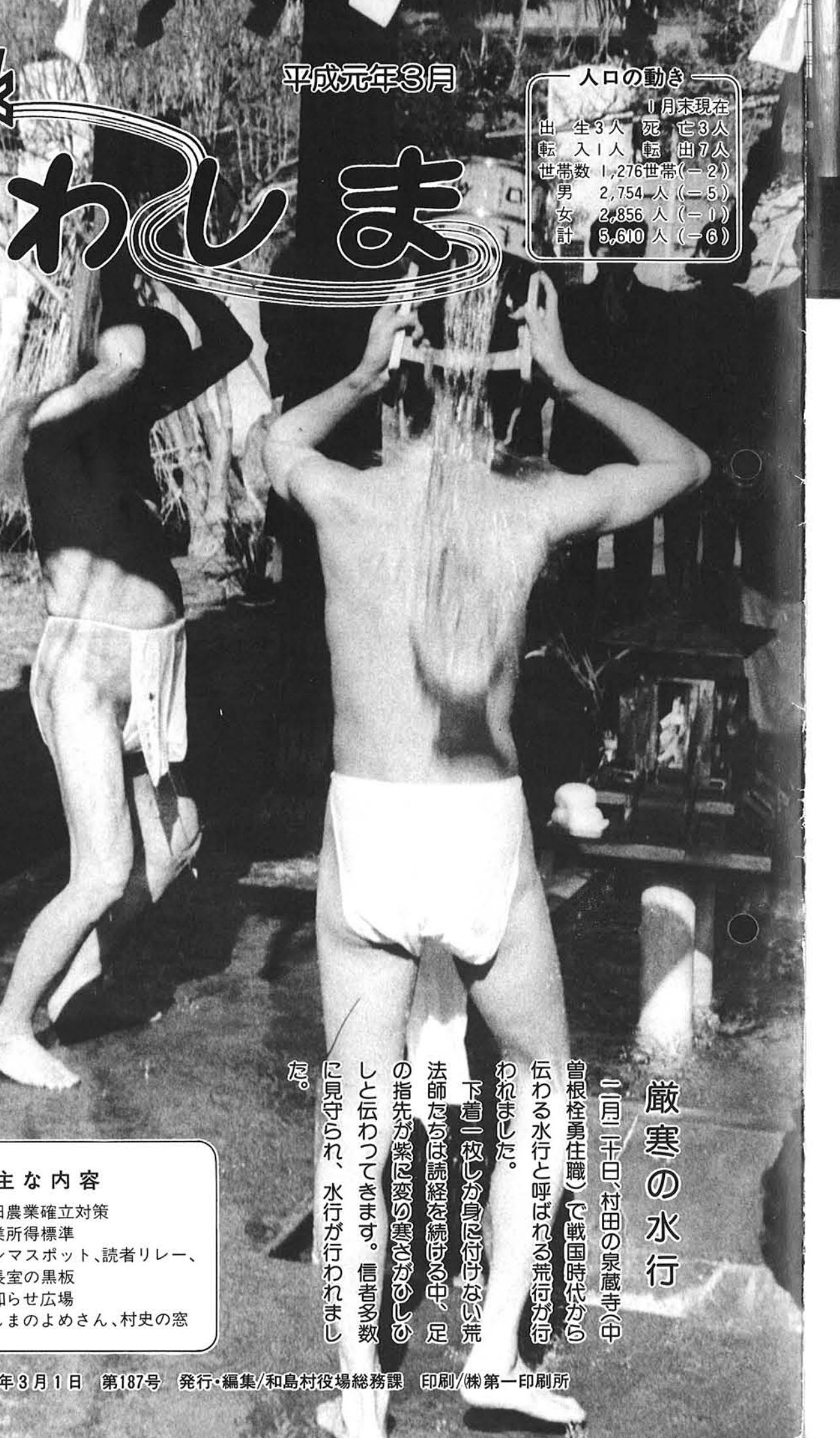
広報



わしま よめさん

平成元年3月

人口の動き			
出生	3人	死亡	3人
転入	1人	転出	7人
世帯数	1,276世帯(-2)		
男	2,754人(-5)		
女	2,856人(-1)		
計	5,610人(-6)		



厳寒の水行

二月二十日、村田の泉藏寺(中曾根栓勇仕職)で戦国時代から伝わる水行と呼ばれる荒行が行われました。

下着一枚しか身に付けない荒法師たちは、読経を続ける中、足の指先が紫に変り寒さがひしひしと伝わってきます。信者多数に見守られ、水行が行われました。

- 主な内容**
- 2・3頁…水田農業確立対策 農業所得標準
 - 4・5頁…ワシマスポット、読者リレー、村長室の黒板
 - 6・7頁…お知らせ広場
 - 8頁………わしまのよめさん、村史の窓



久住やよいさんは長岡市・岡工イシンゼミナー(予備校)に勤めておられ、長岡市から嫁いで来られました。主人の誠さんは父と木工業を営まれ、昭和六十三年春に知人紹介でやよいさんと結婚されました。

久住さんは現在、父母と若夫

わしま よめさん

駅前 久住やよいさん
(世帯主 誠吾さん)

婦の四人家族です。

— 村の印象はいかがですか？

四年前、初めて島田小学校にお世話になりました。

その時、初めて和島村を知り、初めて和島村を知りました。

子供たちが大変素直で、人なつこく、それが和島村の全体の雰囲気のように思いました。

それで、村の人たちの人柄が暖かいのにほれこんで嫁に来ました。

近い将来、近所の子供たちを集めて学習塾を開くことが私の夢でもあります。

— 将来の夢や希望は何ですか？

それで、子供たちと一緒に勉強がな中で子供たちと一緒に勉強が最高だと思います。

それに自分で教えた子供たちの成長が身近で見られるのも楽しかった。

— 村や地域に対する意見や要望はありませんか？

ほかの市町村の人にも和島村をアピールするためにも、良寛の里事業を是非成功させていた

だきたいと思います。

— 村や地域に対する意見や要望はありませんか？

ほかの市町村の人にも和島村をアピールするためにも、良寛の里事業を是非成功させていた

だきたいと思います。

夢でもあります。

都会の塾という感じのギッギツしたものでなくマイホーム的な中で子供たちと一緒に勉強ができる

史編さん事業始まる」の見出

「広報わしま」において、「村

史編さん事業始まる」の見出

して村史編さん事業がスター

トしたことをお知らせいたしました。

その内容は、村史編

さん監修者には寺村光晴先生、

村史編さん室嘱託員には宇木茂氏が決定したこと、また、

村史編さん委員会委員、村史編さん協力員の皆さん

等でした。

村史編さんの目的は、原始

・古代の昔から現代にいたる

和島村の歴史を明らかにする

とともに、村民の郷土に対する

理解を深め、関心を高める

ことです。貴重な資料を後世に残すため整理保存し、それ

をわかりやすくまとめた「和

島村史」を出版しますが、こ

れは未来の「和島村」を考える糧ともなるものです。

編さん作業の中で、最も基

本となるものは資料の収集・

調査です。その資料とは、主

に古文書や土器・石器等をい

りますが、そればかりでなく

は未来の「和島村」を考える糧ともなるものです。

編さん作業の中では、主

に古文書や土器・石器等をい

りますが、そればかりでなく

は未来の「和島村」を考える糧ともなるものです。

次回より、編さん事業がスタートしてから収集した資料の一部を、北辰中学校の永井先生より紹介していただく予定です。よろしくお願ひします。

「村史の窓」を続ける予定であります。

について、皆さんのご理解を深めていただるために、この

「村史の窓」を続ける予定であります。

資料の収集・調査の際には、資料を見せていただきたい

たり、お話を伺うことになると思いますが、ご協力をお願ひいたします。

今回より「村史編さん事業」

について、皆さんのご理解を深めていただるために、この

「村史の窓」を続ける予定であります。

資料の収集・調査の際には、資料を見せていただきたい

たり、お話を伺うことになる

と思いますが、ご協力をお願ひいたします。

資料の収集・調査の際には、資料を見せていただきたい

たり、お話を伺うことになる

と思いますが、ご協力をお願ひいたします。

資料の収集・調査の際には、資料を見せていただきたい

たり、お話を伺うことになる

と思いますが、ご協力をお願ひいたします。

資料の収集・調査の際には、資料を見せていただきたい

たり、お話を伺うことになる

と思いますが、ご協力をお願ひいたします。



柄沢博家古文書

“明日の水田農業の確立を目指して!!”

平成元年度集落別目標面積

(水田農業確立対策・米需給均衡化緊急対策合計面積)

集落名	項目	目標面積(a)	集落名	項目	目標面積(a)
上小島谷		750	上桐		1,799
中小島谷		536	三瀬ヶ谷		323
下小島谷		740	北野		669
下富岡		907	根小屋		279
若野浦		210	荒巻		718
阿弥陀瀬		298	新田		715
高畑		467	中央		406
日野浦		795	下町上		436
中沢		1,063	下町下		429
梅田		506	川端		431
東保内		1,085	道城下		346
村田		518	法善町		431
城之丘		375	寺町		459
両高		1,439	小谷		220
合計		17,350			

うち他用途利用米生産予定面積 3,480 a

平成元年度は、水田農業確立対策転作等目標面積一五七・六ha(他用途利用米二四・〇ha含む)に加え、消費・流通・生産の各般にわたる緊急な取り組みによる、米需給均衡化緊急対策として一七・〇ha(他用途利用米一〇・八ha含む)が配分されました。これに対応するには、事態を農業者自ら深刻に受けとめ、収益性のない青刈稻、保全管理を実行しました。

昭和六十三年分の和島村の農業所得標準(属地により計算)が決まりましたのでお知らせいたします。

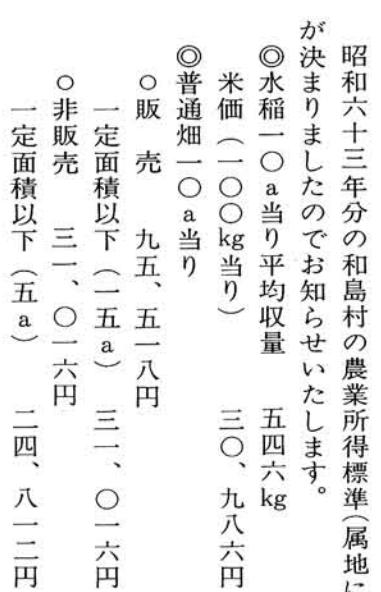
昭和63年産米壳度数量

より一層の団地化の推進

地域別収量及び所得

地域	収量(kg) (10a当り)	所得(円) (10a当り)
三瀬ヶ谷	584	112,667
高畑、日野浦、両高、村田、荒巻	570	109,630
北野、東保内、島崎、上桐、小島谷(分田・山本)、阿弥陀瀬、梅田	546	104,533
上小島谷、下富岡、中沢、根小屋	531	101,284
下小島谷、中小島谷、坂谷	520	98,967
城之丘(落水)・若野浦	499	94,471

農業所得標準



立、を目指して!!



大豆団地の防除

水田農業確立対策に、米需給均衡化緊急対策の加わった昭和六十三年度の転作目標面積一七・七haに対し、一七九・六haの実施となり、達成率は、一〇二・八%と皆さん御協力により達成する事が出来ました。

また、団地化も進み、上桐、根小屋・荒巻・島崎・両高の五地区に加え、東保内が約七haの団地化を新規に実施し、材全体でも四〇・一haが四九・七haと

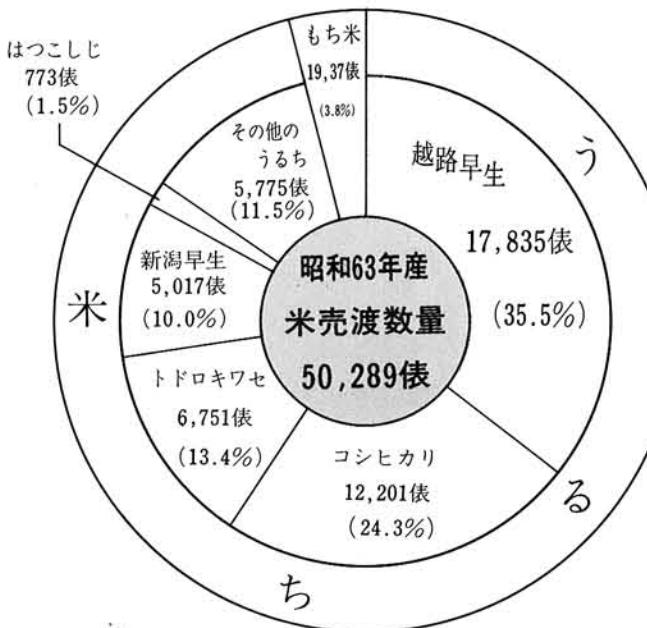
なり、年々団地も進んでいます。

その反面、青刈・保全管理が依然多く、転作総面積の二三%が青刈・保全管理で占められています。

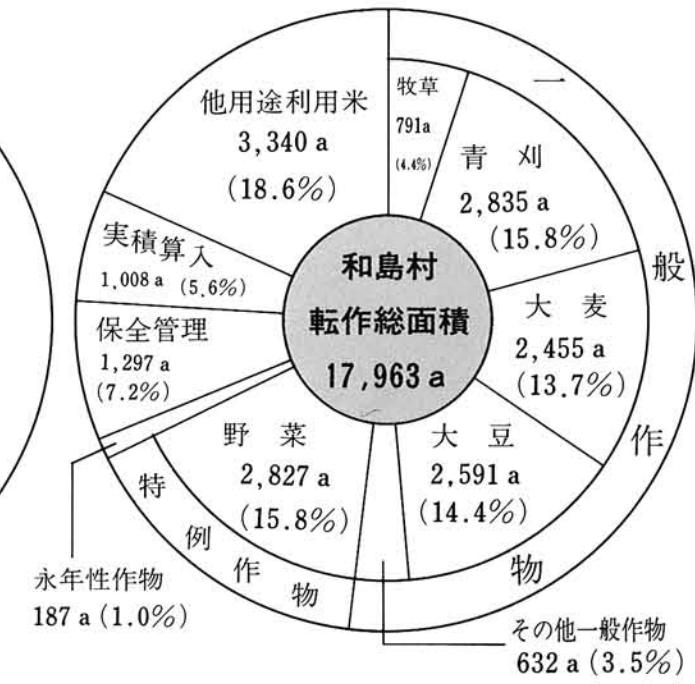
昭和63年産の売渡数量は、コシヒカリ・越路早生が全体の約六割を占めており、特に全体の売渡数量が減っている中で、コシヒカリの数量が、二、一七六俵増えた結果となりました。

昭和六十二年度 転作は目標達成!!

昭和63年産米壳度数量



昭和63年転作物実施状況



やつたね“おに”たいじ

二月三日、旧北辰中学校体育館で節分の豆まきが行われました。

幼稚園、保育所の園児あわせて百八十名の子どもたちは、いく日も前からまつっていました。この日、歌やゲームを楽しんだあと、赤おに、青おに、黒おにの三びきが大きなくつをはき、太いぼうを持って「のそ！のそ！」とやつて来ました。

そうすると、新聞紙をまるめ

て作った卓球のホール位の大きさから野球のボールのような形のものまで大きさはまちまちで

「おには一外」「ふくは一内」に投げつけました。

中には、新聞紙で作った野球のバットの様なぼうで、おにになぐりかかつたり、キックをしてみんな力を合わせておにを追いました。

毎年恒例となっています建国記念剣道大会が二月十一日新潟市体育館で開催されました。

二百七十チーム、一、六二〇人による熱戦が展開され、和島少年剣道教室からは、小学生の部に一チーム、中学生男子の部に一チーム、女子の部に二チーム、指導員の先生一チームがそれぞ

れ参加しました。その中で、県下各地から十八チームが参加した一般男子の部で、指導員の先生チームが強敵を連破、堂々の優勝を飾りました。おめでとうございます。

出場選手と戦績は次のとおりです。

○和島剣道クラブ
先鋒 早川 藤志秋
次鋒 中村 淳
中堅 長谷川 智明(寺泊町)
副将 吉田 弥史(与板町)
大将 中村 佳稔
○戦績
一回戦：不戦勝、二回戦：松下電子工事、三回戦：新潟大学、準決勝：新潟刑務所、決勝：地蔵堂剣士会

優勝和島剣道クラブ

建国記念剣道大会
新潟市

われら仲間シリーズ(68)

新潟の味

菊地正子さん(北野)

広げよう友情の輪
読者リレー

和島に嫁い
で七年。すっ
かりかあちや
んらしくなり、
夕飯のおかず
は、おいしいものがたくさん
あるんですね。初めて口にする
ものがありました。

味噌汁の上に浮かすとブー
ンと潮の香りがする青さ、清
水の所にあるセリ。こんにゃ
くとまちがえるいご。これは
さっぱりしていておいしい。

海が荒れた時に取れるぎばさ。
味噌汁の上に浮かすとブー
ンと潮の香りがする青さ、清
水の所にあるセリ。こんにゃ
くとまちがえるいご。これは
さっぱりしていておいしい。

味噌汁の上に浮かすとブー
ンと潮の香りがする青さ、清
水の所にあるセリ。こんにゃ
くとまちがえるいご。これは
さっぱりしていておいしい。

味噌汁の上に浮かすとブー
ンと潮の香りがする青さ、清
水の所にあるセリ。こんにゃ
くとまちがえるいご。これは
さっぱりしていておいしい。

味噌汁の上に浮かすとブー
ンと潮の香りがする青さ、清
水の所にあるセリ。こんにゃ
くとまちがえるいご。これは
さっぱりいておいしい。

スポット ☆



平成元年3月1日 第187号

☆ ワシマ

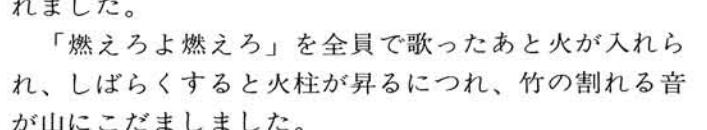
島田小でさいの神

2月13日、島田小学校で児童会主催のさいの神が行われました。

昨年秋に学校近くの田んぼからわらを分けてもらい、また、竹などもいただきました。

グランドには高さ8m位の大きさのものが2つ作られました。

「燃えろよ燃えろ」を全員で歌ったあと火が入れられ、しばらくすると火柱が昇るにつれ、竹の割れる音が山にこだました。



村長室の黒板から

和島村長　吉生修

協議会設立総会(燕たのうら)
発起人として主宰

十日 防災会議

農業委員会出席
二十一日 商工会工業部会
二十四日 良寛の里用地視察
二十五日 農業所得傾向説明
二十六日 県農業所得協総会
二十七日 良寛の里設計協議
三十日 民生委員会
三十一日 農業所得協総会並に
予算査定

二月一日 予算査定完了
二日 長岡で参議院建設委員会
三日 会に与板土木振興会代表陳情
四日 消防齊場、清掃センタ
一両組合管理者会議
六日 県農業所得協総会
良寛の里設計協議
七日 長岡地区農團と交換会
八日 村農対との協議
九日 BG海洋センター連絡
防賀議会

農業委員会主席
農業所得協総会並に
開示説明会
三十日 民生委員会
二月二十日 良寛の里設計協議
二月二十一日 農業委員会出席
二月二十四日 良寛の里用地視察
二月二十五日 農業所得傾向説明
二月二十六日 県農業所得協総会
二月二十七日 良寛の里設計協議
三月一日 農業所得協総会並に
三月七日 長岡地区農團と交換会
三月八日 村農対との協議
三月九日 BG海洋センター連絡
防賀議会

三月十日 農業所得協総会並に
三月十一日 農業所得協総会並に
三月十二日 農業委員会出席
三月十三日 長岡で参議院建設委員会
三月十四日 会に与板土木振興会代表陳情
三月十五日 県治山林道協会役員会
三月十六日 県国保連理事会
三月十七日 良寛の里設計協議
三月十九日 阿弥陀瀬一日役場消

今月の納税

※ 国民健康保険料	三月分
※ 国民年金保険料	三月分
※ 幼稚園保育料	三月分
※ 保育所保育料	三月分
※ 水道使用料	三月分

まおだんご播き



二月十五日、根小屋の繁慶寺でお祇迦様の命日にちなんで「おだんご播き」が行われました。檀家や近所の方から手伝いをもらい托鉢で集められた米で、

紅、白、黄のだんごが用意され

ました。

本堂には子どもからお年寄り

まで数十名が集まり沢山まかれました。

ゆとりこそ 無事故につながる 道しるべ

きをつけて なれたこのみち カようみち

◎60歳になる人
昭和四年三月二日から昭和四
年四月一日生まれの人は、掛け
金を掛け終わりました。
老齢基礎年金の繰り上げ請求
を希望する人は、請求できます。
◎60歳以上65歳未満の人
受給資格期間を満たすことが
できない人、または過去に保険
料の未納や免除があるため、掛
け金をして年金額を増やしたい
人は、任意加入することができます。
◎65歳になる人
大正十三年三月二日から大正
十三年四月一日生まれの人は、
老齢（通算老齢）年金の請求を
しまします。

◎60歳になる人
昭和四年三月二日から昭和四
年四月一日生まれの人は、掛け
金を掛け終わりました。
老齢基礎年金の繰り上げ請求
を希望する人は、請求できます。
◎65歳になる人
大正十三年三月二日から大正
十三年四月一日生まれの人は、
老齢（通算老齢）年金の請求を
しまします。

「住所変更届」は速やかに 「年金受給者の皆さんへ」

固定資産課税台帳の 縦覧について

年金を受けている皆さんの中で、住所
を変更したのに「受給権者住所変更届」
を提出してない方はいませんか。
この届書が提出されない時には、支払
通知書が届かなくなったり、年金支払そ
のものができなくなったりします。
任意加入を希望する人は、必
ず役場の窓口へ届け出してください。
◎時間
午前八時三十分から午後五時
まで（但し、日曜日及び土曜
日は必ず届出をします。
事故防止のために、住所を変更した時
は必ず届出をします。
なお、氏名を変更した時や支払機関を
変更した時も届出が必要です。
詳しくは、役場の国民年金係におたずねください。

◎時間
午前九時から正午まで
◎期日
平成元年三月一日から同月二
十日まで。
◎課
午前八時三十分から午後五時
まで（但し、日曜日及び土曜
日の午後は除く）

3月の心配ごと相談

日 時…6日、15日、25日
午前9時から正午まで
場 所…福祉センター老人室
内 容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相
談・年金相談・身障相談・職業相談・そ
の他なんでも
その他の相談内容は秘密で費用は無料です。

今年度の未納はありませんか ～国民年金保険料～

三月は年度末ですね。国民年金も年度末です。昨年4月からの1年間の締めくくりの月です。

そこで、この1年間の国民年金保険料を点検してみてください。ついでに納め忘れていたとか、口座振替のはずが引き落されずにいる保険料はありませんか。

「ほんの2~3ヶ月くらいの未納月数なんて……」と思っている方もおいでかもしれません、万一事故にあったときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来に備えての老齢基礎年金を受けられなくなってしまう危険もあります。

もう一度よく確かめ、未納があったらすぐに納めましょう。

おかあさん わすれちゃダメよ！

一保健衛生行事-(3月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
3	8	水	献血	16歳~65歳未満	午前10時~正午 午後1時~3時	福祉センター
	9	木	(離乳食実習) 乳児相談	全 乳 児	午後1時~3時	福祉センター
	13	月	リハビリ訓練	希 望 者	午前9時~正午	与板てまり荘
	23	木	リハビリ訓練	希 望 者	午後1時~4時	福祉センター
	24	金	3歳児検診	S60年10月1日~S61年 3月31日生まれの幼児	午後1時~3時	福祉センター



お知らせ広場

家族そろって加入しましょう!! 新潟県交通災害共済組合

等 級	災 害 の 程 度	金 額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

皆さん、『1日1円の会費で会員相互の助け合いを』ということで新潟県交通災害共済組合が昭和43年に発足してから今年で21年目になりました。この間皆様のご理解により加入会員の数は年々増え続けて、昭和63年度は県民247万人のうち178万人余の方々から加入していただきました。また、交通事故に遭われた方も多く、組合が発足してから今までに75億円を超える見舞金が支払われております。家族そろって交通災害共済に加入されることをお奨めします。この制度のくわしいことや、加入とか見舞金請求手続などについては役場総務課へおたずねください。

建物の安全を 見直しましょう

建築物防災週間

平成元年3月7日から
(昭和63年度下期)3月13日まで

地震、火災、かけ崩れ等各種の災害は忘れたころにやつてきます。

それらの災害から建築物の安全を確保し、尊い人命、財産を守るために建築物の防災性能を向上させるとともに、県民の皆さんが建築物の安全について、ふだんから注意をするとともに、建築物の防災に対する努力をして行くことが大切です。

①二人目・三人目以降
昭和五十八年四月二日以後に
生まれた児童（六歳未満）を含
む二人以上の児童を養育してい
る者。

現在において、二日目又は三人

目のお子さんの年齢が、次に該
当する養育者に支給されます。
児童手当法が改正され、二人
目のお子さんから児童手当が受
けられるようになつたことは、
ご存知のことと思います。

今年（平成元年四月一日から
平成二年三月三十一日まで）の
支給要件は、平成元年四月一日
までの年齢が、次に該当する養育者
に支給されます。

0歳 小学校入学

18歳

第一子誕生 ○

第二子誕生 ●○

第三子誕生 ●●○

第四子誕生 ●●●○

第二子入学 ○○

第三子入学 ○○○

第四子入学 ○○○○

第一子誕生 (月額2,500円)

第二子誕生 (月額7,500円)

第三子誕生 (月額12,500円)

第四子誕生 (非該当)

第二子入学 (月額10,000円)

第三子入学 (月額9,000円)

第四子入学 (非該当)

※詳しいことについては、役場
福祉係に相談して下さい。

童について、月額二千五百円、
三人目以降の児童については、
一人につき月額五千円が支給さ
れます。

な収入が一定の額以上の方
は、児童手当は受けられません。

詳しいことについては、役場
総務課へおたずねください。

童について、月額二千五百円、
三人目以降の児童については、
一人につき月額五千円が支給さ
れます。

な収入が一定の額以上の方
は、児童手当は受けられません。

詳しいことについては、役場
総務課へおたずねください。

児童手当制度について

4 受 給 の 方 法

(1) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、支給申請書に必要事項を記入して、役場住民課に3月15日までに提出して下さい。

役場では、支給対象者に該当すると思われる方には別途通知いたします。

別途通知がなかった方でも支給対象者に該当する場合は、支給申請書に必要事項を記入して役場住民課に提出して下さい。

※ 支給申請書の用紙は役場住民課にあります。

(2) 臨時福祉特別給付金は、支給申請書提出後、受給資格が認定されると村から支給されることになります。

不明な点は下記にお問い合わせ下さい。

“臨時福祉特別給付金についてお知らせ”

臨時福祉特別給付金が支給される予定です

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金（一時金）が支給される予定です。具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は支給申請書に必要事項を記載して住所地の市町村に提出する必要がありますので御注意ください。

1 臨時福祉特別給付金の種類と支給額

(1) 臨時福祉給付金（福祉給付金）

支給対象者 1人につき 1万円

(2) 臨時介護福祉金（介護福祉金）

支給対象者 1人につき 5万円

問い合わせ先
役場住民課福祉係
電話 74-3111 内線 28番、29番

2 福祉給付金の支給対象者

- (1) 平成元年2月1日（以下「基準日」といいます。）において、本年2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
- ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から5桁目と6桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から5桁目と6桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 福祉手当（経過措置分）
 - ⑧ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）
- (2) 基準日において本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 基準日において70歳以上の方（大正8年2月1日以前にお生まれになった方）で、市町村民税非課税世帯に属している方
……高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。
- (4) 上記(1)～(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置（生活保護費に1万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。
なお、通所（通園）施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)～(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

3 介護福祉金の支給対象者

- (1) 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方（御本人又は御本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていないか又は均等割の税額のみを納めている場合がこれに該当します。）で次のいずれかに該当する方。
- ① 基準日において6カ月以上（昭和63年8月1日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方（大正13年2月1日以前にお生まれになった方）
 - ② 本年2月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方。
- (2) ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院（昭和63年10月31日以前からの入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。